

松江市告示第 371 号

松江市テイクアウト応援事業（救援事業）補助金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 5 月 25 日

松江市長 松 浦 正 敬

松江市テイクアウト応援事業（救援事業）補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 市の交付する松江市テイクアウト応援事業（救援事業）補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、「タクシー事業者」とは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条第 1 項の許可を受けて、同法第 3 条第 1 号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。

（補助の対象等）

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市テイクアウト応援事業（救援事業）補助金
補助金交付の目的	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民の買い物を代行するタクシー事業者への補助を行うことで、タクシー事業者及び小売店・飲食店等の利用促進を図るほか、外出自粛を余儀なくされている市民生活の向上に資することを目的とする。
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	補助金の交付の対象となる事業は、利用者から依頼を受け、利用者が希望する商品等を購入し、利用者の自宅に提供する業務
補助金の交付の率又は金額	配送一回について 1,250 円とする。
補助事業者の範囲	救援事業等計画書を運輸局に届け出た松江市内に営業所を有するタクシー事業者

（交付の申請）

第 4 条 松江市補助金等交付規則第 4 条第 1 項第 4 号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路運送法第 4 条に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の事業許可証の写し
- (2) 救援事業等計画書にかかる届出書の写し。

(実績報告)

第5条 規則第12条に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 運転日報写し

(交付の請求)

第6条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条第2項の補助金等交付請求書に運転日報の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この告示は、令和2年5月25日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和2年7月31日限り、その効力を失う。